

入間市水道事業給水条例及び入間市下水道条例の一部を改正する 条例 改正要旨

1. 条例改正について

(1) 改正目的

平成28年11月28日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」等が公布され、平成31年（2019年）10月1日から消費税率及び地方消費税率の合計が8%から10%に引き上げられます。この改正に伴い、水道利用加入金、水道料金及び下水道使用料に係る消費税率等を適正に転嫁するため、条例の一部改正を行うものです。

(2) 改正要旨

水道利用加入金、水道料金及び下水道使用料に係る消費税率及び地方消費税率の合計を「100分の108」から「100分の110」とする。

(3) 施行期日

平成31年（2019年）10月1日

2. 経過措置について

現在、水道料金及び下水道使用料については、市内を2地区に分けて隔月に検針を行っています。法律改正における経過措置をそのまま適用すると、奇数月検針の10月使用分は旧税率となりますが、偶数月検針の10月使用分は新税率となります。偶数月検針の方と奇数月検針の方で、10月使用分に係る新・旧税率の適用が異なるなど、不公平が生じることとなります。

このため、12月以降の検針分から新税率を適用しますが、12月定例検針分の2分の1の水量（10月使用相当分）に係る料金については旧税率を適用することとし、国の経過措置により10月分に旧税率が適用される奇数月検針との不公平を解消するものです。

なお、水道利用加入金については、申込みが9月30日までのものについては旧税率を適用し、10月1日以降の申込みについては新税率を適用します。